

別表 1 (第 8 条関係)

使用料

(単位：円)

	時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	使用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
入場料の類を徴収しない場合	一般	4,500	6,000	4,500	10,500	10,500	21,000
	学生	3,000	4,000	3,000	7,000	7,000	14,000
	一部使用のみ	※一部使用の使用料については、別に定める。					
入場料の類を徴収する場合	一般	9,000	12,000	9,000	21,000	21,000	42,000
	学生	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000	28,000
	一部使用のみ	※一部使用の使用料については、別に定める。					

備考

- 1 「一般」とは、一般社会人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
- 2 「学生」とは、幼児（3歳以上）並びに小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 時間区分を超えて使用する場合は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。）につき、時間区分の1時間相当額を加算する。
- 4 一部使用は、図1に示すF3フロアマップの「A、B、C、D、E」の各ゾーンのみを使用する場合とし、他の使用と調整の上で利用を許可する。
- 5 F3の基本仕様として、Aゾーンについては「アルミピストあり」、Bゾーンについては「アルミピストなし」を基本としており、基本仕様を変更して利用する場合は、上記使用料に1.5倍するものとする。
- 6 次の項目に該当することを証明する書類を添えて申請する場合は、一部使用の場合を除き、使用料を減免もしくは免除する。

【使用料の1/3を免除する】

- ① 沼津市内に宿泊する合宿等の事業で使用する場合。
- ② 沼津市スポーツ協会が主催する事業で使用する場合。
- ③ 沼津市が主催する事業にて使用する場合。

【使用料の1/2を免除する】

- ④ 協議会の正会員が主催する事業にて使用する場合。
- ⑤ その他、会長が必要と認めた場合。

【使用料の免除】

- ⑥ その他、会長が必要と認めた場合。